

令和2年度まちなか再生支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人地域総合整備財団(以下「財団」という。)が、市町村(特別区を含み、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市を除く。以下同じ。)のまちなか再生を目的とする取組みの推進に資するため、まちなか再生支援事業(以下「本事業」という。)を実施するに当たり必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 本事業は、市町村が、まちなかにおいて生じている居住者・来訪者の減少、空き家・空き店舗の増加、賑わいの喪失、街としての魅力・求心力の低下等の課題に取り組むため、具体的かつ実務的ノウハウを有する専門家(以下「まちなか再生専門家」という。)又はまちなか再生専門家が属する法人に業務の委託をする費用の一部を財団が助成することにより、民間能力を活用してまちなかの都市機能等の維持・拡大を総合的な側面から促進し、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりが進められることを目的とする。

(助成対象区域)

第3条 本事業は、市町村において、一定程度の定住人口が集積し生活に必要な各種機能を有する区域であり、市町村が生活拠点及び交流拠点として重点的に整備を図ることが相当であると認める区域(以下「まちなか」という。)を対象とする。

(定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちなか再生 まちなかの維持保全・環境改善・施設整備、インバウンド需要の活用を含む地域資源のプロモーション、それらの担い手たるコミュニティの再生・人材の育成・組織の設立に向けた活動等を行うことにより、まちなかにおける生活及び交流拠点としての都市機能等の維持・拡大を図ることをいう。
- (2) まちなか再生事業 市町村が主体となって、まちなか再生を目的に実施する事業をいう。
- (3) まちなか再生専門家チーム まちなか再生事業を支援するために組成されたまちなか再生専門家を含む組織をいう。
- (4) まちなか再生プロデューサー 市町村から委託されたまちなか再生事業の業務を責任を持って遂行し、まちなか再生事業全体の総合的な企画、調整、統制等を行う者又はまちなか再生専門家チームに属するまちなか再生専門家のうち当該チームの中心となる専門家をいう。
- (5) アドバイザリーボード まちなか再生事業に関して、専門的立場から助言を行うために財団が設置した会議体をいう。

(助成対象業務)

第5条 助成金の交付を受けることができる業務(以下「助成対象業務」という。)は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 市町村が、まちなか再生事業の推進を目的として、まちなか再生プロデューサー又はまちなか再生プロデューサーが所属(委嘱される場合を含む。)する法人と業務の委託契約(以下「契約」という。)を締結するものであること。
- (2) まちなか再生の観点から、事業実施に係る実質的成果が期待できるものであること。
- (3) 市町村と、まちなか再生専門家チームとの連携を円滑に行う体制の整備等効果的に実施される仕組みを有するものであること。
- (4) 市町村が、継続的なまちなか再生を推進するために行うものであること。
- (5) 他の市町村におけるまちなか再生のモデルとなり得るものであること。
- (6) 助成対象業務に係る助成金等を国、独立行政法人、他の公益法人等から受けないものであること。
- (7) 助成対象業務の目的や内容が「地方創生」に資するものであること。

(助成対象期間)

第6条 助成金交付の対象期間(次条において「助成対象期間」という。)は、令和2年4月1日から令和3年2月19日までの間とする。

(助成金額等)

- 第7条** 助成金の交付額は、第5条第1号に規定する契約の金額の原則3分の2以内とし、
- 1 市町村につき700万円を上限とする。
 - 2 第5条第1号に規定する契約に係る経費のうち、助成の対象となる経費は、助成対象期間内の人件費、旅費、社会保険料、一般管理費、物件費、事務所賃借料その他助成対象業務を履行するために必要となる経費(消費税及び地方消費税を含む。)とする。
 - 3 前項に規定する助成対象業務を履行するために必要となる経費には、成功報酬は含まない。
 - 4 第1項の助成金の交付額には、1,000円未満の端数は切り捨てる。

(助成金交付申請等)

第8条 助成金の交付の申請をしようとする市町村は、次に掲げる書類を直接財団に提出するものとする。

- (1) まちなか再生支援事業交付申請書(様式第1号)
 - (2) まちなか再生支援事業調書(様式第2号)
 - (3) まちなか再生の対象となる区域の図面
 - (4) その他参考となる資料
- 2 前項の規定による書類の提出を行った市町村(以下「申請市町村」という。)は、速やかに、その旨を都道府県に報告するものとする。
- 3 第1項の書類の提出期限は、令和2年1月31日(財団必着)とする。

- 4 財団は、必要がある場合には、前項の提出期限後にこの事業の追加募集を行うことができる。

(申請内容の調査及び検討)

第9条 財団は、前条第1項の規定による書類の提出があったときは、申請内容の調査及び検討を行う。この場合において、財団は、必要があると認めるときは、申請市町村及びまちなか再生プロデューサー候補者を含む関係者に説明を求めることができる。

- 2 財団は、前項の調査及び検討を行うに際し、必要があると認めるときは、アドバイザーボードに意見を求めることができる。

(審査結果の通知)

第10条 財団は、前条の調査及び検討の結果をもとに、助成金の交付先として採択するか否かを審査し、その結果を申請市町村及び都道府県に通知する。

(助成金交付決定)

第11条 前条の規定による通知において助成金の交付先として採択された申請市町村(以下「採択市町村」という。)は、第5条第1号に規定する相手方との契約の内容が合意に至ったときは、次に掲げる書類を直接財団に提出することとし、財団はその内容が適当と認められた場合は、助成金の交付を決定する。

(1) 業務委託契約書案(以下「契約書案」という。)

(2) 前号の契約書案に係る仕様書等の写し

(3) その他当該契約締結に当たり必要なもの

- 2 財団は、前項の助成金の交付を決定したときは、直接採択市町村に通知し、併せて、交付決定をした採択市町村名を都道府県に通知する。
- 3 前項の通知を受けた採択市町村(以下「助成市町村」という。)は、第5条第1号に規定する相手方との契約の締結後、速やかに、その契約書の写し(以下「契約書写」という。)を直接財団に提出するものとする。
- 4 前項の契約については、第1項第1号に掲げる契約書案と異なる内容のものとするとは認めない。ただし、契約書案の内容に形式的な瑕疵がある場合その他軽微な変更を行う必要がある場合で、事前に財団の承認を受けたときは、この限りでない。

(助成対象業務開始におけるアドバイザーボードからの助言)

第12条 財団は、必要に応じて、助成対象業務の開始時にアドバイザーボードの協力を得て、会議を開催し、採択市町村が実施する助成対象業務に対する助言を行う。

- 2 財団は、前項の会議を開催するに当たり、採択市町村及びまちなか再生プロデューサーに対して、その出席を要請し、助成対象業務の実施計画及び実施内容に関する説明を求める。
- 3 財団は、第1項の会議を開催するに当たり、採択市町村と協議を行う。

(財団への協力等)

第13条 財団は、助成対象業務の実施及びその検証にあたり、必要に応じて、助成市町村及びまちなか再生プロデューサーに対し情報の提供を求めることができるものとし、助成市町村はこれに協力するものとする。

2 財団は、助成対象業務の実施に当たり、助成市町村とまちなか再生プロデューサーの会議等に参加することができる。

(現地会議におけるアドバイザーボードからの助言)

第14条 財団は、財団が必要と認める時期にアドバイザーボードの協力を得て、原則として現地で会議を開催し、助成市町村の実施する助成対象業務に対する助言を行う。

2 財団は、前項の会議を開催するに当たり、助成市町村及びまちなか再生プロデューサーに対して、その出席を要請し、助成対象業務の進捗状況及び実施内容に関する説明を求める。

3 財団は、第1項の会議を開催するに当たり、助成市町村と協議を行う。

4 財団が特に必要と認めた場合には、アドバイザーボードの協力を得て、第1項の会議の後に、現地において助言を行うことができる。

(実績報告会におけるアドバイザーボードからの助言)

第15条 財団は、助成対象期間終了前にアドバイザーボードの協力を得て、東京都内で実績報告会を開催し、全ての助成市町村が実施した助成対象業務に対する助言を行う。

2 財団は、前項の実績報告会を開催するに当たり、助成市町村及びまちなか再生プロデューサーに対してその出席を要請し、助成対象業務の実績及び成果について報告を求める。

3 財団は、第1項の実績報告会を開催するに当たり、助成市町村と協議を行う。

(まちなか再生プロデューサーからの完了報告)

第16条 助成対象業務が完了したとき、当該業務に係るまちなか再生プロデューサーは、直ちに、助成市町村にまちなか再生支援事業完了報告書(様式第3号)を提出し、助成対象業務の完了報告を行うものとする。

(事業実績報告及び助成金の交付請求)

第17条 助成市町村は、前条のまちなか再生支援事業完了報告書の提出があったときは、これを確認した後、次に掲げる書類を財団に直接提出し、助成対象業務の実績報告及び助成金の交付請求を行うものとする。

(1) まちなか再生支援事業実績報告書(様式第4号)

(2) まちなか再生支援事業完了確認調書(様式第5号)

(3) まちなか再生支援事業交付請求書(様式第6号)

(4) まちなか再生支援事業完了報告書(様式第3号)の写し

(5) その他事業の成果を説明できる資料

2 前項各号に掲げる書類の提出期限は、令和3年3月3日とする。

(助成金の交付)

第18条 財団は、前条の書類の提出があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、令和3年3月31日までに、助成金を交付する。

(助成金交付決定の取消し)

第19条 財団は、次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付決定を取り消す。

(1) 第11条第1項第1号に掲げる契約書案と同条第3項の規定により財団に提出する契約書の内容が異なったとき（同条第4項ただし書の規定により財団から承認を受けた場合を除く。）。

(2) 仕様書等に記載された成果を挙げるのが困難となったとき。

(3) 第5条第1号に規定する相手方との契約が違法な手段により締結されたとき。

(4) 助成市町村が第5条第1号に規定する相手方と契約を締結できなかったとき、又は契約を解除したとき。

(5) 財団から交付された助成金が、目的以外の用途に使用されたとき。

(6) 第17条第1項各号に掲げる書類が同条第2項の提出期限までに提出されなかったとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、助成金の交付を行うことが、社会通念に照らして適当でないと認められるとき。

2 前項の場合において、前条の規定により既に助成金が交付されているときは、当該助成市町村は、これを返還しなければならない。

(成果物の提出)

第20条 助成市町村は、助成対象業務の成果物の提出を受けたときは、速やかに当該成果物又はその写しを財団に直接提出するものとする。

(継続性の確認)

第21条 助成市町村は、助成対象業務終了以後の課題について財団が必要と認めた期間において財団が指示する方法により経過報告を行うものとする。

(情報公開)

第22条 財団は、助成金の交付決定後に、助成市町村名、まちなか再生プロデューサーの名称、助成対象業務の概要その他の内容を公表することができる。

2 助成市町村は、財団が運営するホームページ等に対する情報提供に協力するものとする。

(法令遵守)

第23条 助成市町村は、法令等を遵守し、誠実にこの事業に係る事務を行うものとする。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定める。